

入札要領

1. 業 務 名 令和6年度泉南市職員ストレスチェック業務

1. 入 札 場 所 泉南市行政経営部秘書人事課

1. 入 札 執 行 日 令和6年7月5日（金） 16時00分

1. 入札執行場所 泉南市行政経営部秘書人事課分室（本庁舎2階）

1. 入 札 資 格 者 一般競争入札参加資格審査を通過したもの

1. 入 札 保 証 金 免 除 （泉南市財務規則第111条第2号による。）

ただし、落札者が当市指定の期限内に契約を締結しないときは、落札金額の3/100相当額を違約金として徴収する。

1. 入 札 方 法

○入 札 心 得

- イ. 入札参加者は担当職員の指示により入札するものとする。
- ロ. 入札書に必要事項を記入し、記名押印（印鑑証明書の印）のうえ入札するものとする。
- ハ. 第1回目の入札金額と入札金額内訳書（参考見積書）の金額は、一致させること。
- ニ. 代理人であるときは、代理人であることを証する代表者の委任状を提出すること。
- ホ. 代理人として入札を行わせるときは、入札書に委任者の住所氏名及び代理人名を併し、入札するものとする。
- ヘ. 入札した入札書の引換、変更、取消及び返還をもとめることはできない。
- ト. 入札執行人は1人とする。

○入 札 書 金 額
記 載 心 得

落札者決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

○入 札 回 数 3回

- 開札 入札終了後、ただちに当該入札室において、立会を希望する入札者を立会わせて行う。
1. 公正な入札の確保
- イ. 入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。
- ロ. 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ハ. 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
1. 再度の入札
- 開札した場合において予定価格の制限の範囲内の入札者がいないときは、再入札を行う。再入札を行う時は、日程を調整し連絡をしたうえ、後日行うこととする。
1. 落札者の決定
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 前項資格者が 2 人以上に涉るときは、当事者抽選により決定する。この場合において当該入札者はくじを辞退することができない。くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
1. 最低制限価格 無
1. 入札無効
- イ. 参加資格のない者のした入札書。
- ロ. 入札書の記名押印がない入札書。
- ハ. 入札者が連合した入札書。
- ニ. 金額の訂正、その他記載事項が確認できない入札書。
- ホ. 同一事項に対して 2 以上の入札をした入札書。
- ヘ. 入札者または代理人が他の入札代理人を兼ねてした入札書。
- ト. 上記に定めるもののほか、入札条件に違反した入札書。
1. 入札の辞退
- 入札に参加する者は、入札の終了までいつでも入札を辞退することができるものとする。この場合、入札前にあつては、入札辞退届を提出（郵送可）するものとする。
- 入札を辞退した者は、これを理由として、以後不利益な取り扱いを受けるものではない。

1. 指名の取消し 入札参加を表明した者が入札までの間に、泉南市建設工事等指名停止要綱の規定に該当する場合並びに、入札参加申請者が、手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であることが明らかになった場合又はこれらの事由が生じた場合には、既に行った指名を取り消すことができるものとする。
1. 入札の中止等 入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止することがある。
1. 不 調 落札該当者がいない場合は不調とする。
1. 契約の締結期限 令和6年7月12日（泉南市財務規則第117条による。）
もし、上記不履行の場合は落札者としての権利を失う。
1. 業 務 金 額 前払金 無
支 払 方 法 中間払 無
業務完了後の一括払い
1. 契約保証金 過去2年間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行した実績のある落札者は泉南市財務規則第127条の規定により契約保証金免除申請書を提出し免除できるものとする。
上記に該当しない者については本市と契約を締結するまでに次のいずれかに掲げる保証を速やかに付さなければならない。
(1) 契約保証金の納付
(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社等の保証
(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証
(4) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を填補する履行保証保険契約の締結
- 上記の保証に係る契約保証金の額、保証金額及び保険金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。
※契約保証金は現金又は銀行保証の小切手で納付すること。
上記保証金は契約の履行を確認した後に還付する。但し、利子は付さない。

1. 瑕疵担保期間 契約書による
1. 不正な行為等に
係る損害賠償の
予 約 契約の相手方が本市と締結している契約について、独占禁止法に
違反したことにより排除措置命令等が確定した場合や刑法の競売
妨害罪等の刑が確定した場合については、請負代金額の 20%に相
当する額を違約金として徴収するものとする。(契約書に規定)
1. 適 用 法 令 地方自治法、泉南市財務規則他関係法令。
1. 貸 与 書 類 無

上記条項並びに現場状況を熟覧の上、入札に参加することを証するため記名押印いたします。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印